令４全国高体連第332号
令和５年１月23日

都道府県高等学校体育連盟 会長　殿
全国高等学校体育連盟専門部 部長　殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長　岡田正治

部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について(通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本連盟の諸事業の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、学校教育活動の一環として行われる全国高等学校総合体育大会(以下、「全国大会」)における競技種目別大会は、学校対抗戦を原則として実施しています。一方、学校教育を取巻く状況は大きく変化しています。取り分け、近年の少子化傾向は、国や関係する研究機関等が示す予測を遥かに上回るペースで進んでいます。このような状況を受け、本連盟では少子化傾向への対応策の一つとして、これまで認めていなかった部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について慎重な協議を進めて参りました。この度、都道府県高体連並びに全国高体連競技専門部等関係の皆様方のご協力の下、関連する諸規程等の整備を終え、本取組みの導入に向けた準備を整えることができました。

つきましては、標題のことについて下記のとおり通知いたします。関係の皆様におかれましては内容をご確認の上、適切にご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1　導入の目的

少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動での学習成果を発表する機会を確保するために導入する。

2　導入の時期

令和５年４月１日より導入する。

3　複数校合同チーム対象競技種目

原則として個人種目のない以下の団体競技種目とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー
ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技種目）

4　本取組みの導入に関連する諸規程等の整備について

（1）「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」について

全国高等学校総合体育大会開催基準要項の「１２大会参加資格（５）」について、【別紙Ⅰの１】のとおり変更する。

（2）「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」について

本取組みの趣旨及び部員不足に伴う複数校合同チームによる大会参加の条件等について、より

明確にするため、新たに「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」を【別紙Ⅰの１】のとおり策定する。

（３）「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」について

【別紙Ⅰの２】のとおり変更する。

（４）「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」について

本取組みのより円滑な運用実施に向け、競技特性等に応じた競技別ガイドライン【別紙Ⅱの１から８】を策定する。

※ただし、冬季競技のうちアイスホッケーのガイドラインについては完成後別途提示する。

５　その他

（１）関係機関への周知等について

ア　スポーツ庁、（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本中学校体育連盟等関係機関には、本通知文書発出時に関連する文書等の「写し」を送付する。なお、都道府県教育委員会に対する周知は、都道府県高体連に別途依頼する。

イ　報道機関等への周知について

報道機関に対しては本通知文書発出後（１月 24 日（火）午前を予定)、関連する文書等の「写し」をファクシミリにより一斉送信する。

ウ　本通知文書規程等のホームページへの掲載について

（ア）上記3の(1)から(4)については、本通知文書の発出後、適切な時期にホームページに掲載する。

（イ）上記３以外の関連資料について

「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会参加に関する手続き等に関するフロー図」及び、「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会参加に関するＱ＆Ａ」については、本通知文書発出と併せてホームページに掲載する。

（２）この件に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

（公財）全国高等学校体育連盟　専務理事　奈良　隆

電　話　03-6268-0027

ﾌｧｸｼﾐﾘ　03-6268-0028

メール　info@zen-koutairen.com

以上

１　「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」の修正について

12　大会参加資格
（５）以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
ア．部員不足に伴う合同チーム
（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）
詳細は、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
イ．統廃合対象校による合同チーム
（統廃合完了前の２年間に限る）

２　「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の新規策定について

（１）趣旨
本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。
なお、部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は（２）の条件を満たしているとともに、専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

（２）条件
① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技）
③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
（特例）
前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

３　「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」の修正について

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で,加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものと考える。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

１．部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1)全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合,必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2)各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

２．学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1)学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるので、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の２年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2)統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3)同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行
平成 19 年 3 月 3 日　改正
平成 25 年 5 月 21 日　一部改正「募集停止を伴うもの」追記
平成 25 年 12 月 6 日　一部改正「募集停止[学級減を含む] 追記
令和 5 年 1 月 16 日　改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会参加承認

【別紙Ⅱの４】

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　ハンドボール

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（６人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…６人　Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が５人以上１２人以下であること。

②部員不足（６人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…６人　Ｂ校…６人　Ｃ校…６人

：Ａ校…４人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人　Ｄ校…１人

この場合、合計部員数が７人以上１８人以下であることとし、校数制限は設けない。但し、大会出場時は１４人以下であること。

③特例：部員が７人以上校と部員不足校による合同チームを認める。

例：Ａ校…　７人　Ｂ校…５人

：Ａ校…１０人　Ｂ校…２人

Ａ校…１５人　Ｂ校…１人

但し、大会出場時は１４人以下であること。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

統一したユニフォームであること。

(ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない)